

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△で伏せています。〕

秩父市農業委員会 平成29年 第10回 定例総会 議事録

1 会 期 平成29年10月23日（月）午後2時01分から
同 日 午後3時10分まで

2 議 場 秩父市歴史文化伝承館 2階 ホール [秩父市熊木町]

3 出席した委員（11人）

会 長	12番	条 東 男
会長職務代理者	2番	横 田 友
会長職務代理者	3番	高 橋 信 之
委 員	1番	新 井 初 男
委 員	4番	高 野 忠 財
委 員	5番	富 田 和 雄
委 員	6番	石 橋 総一郎
委 員	7番	新 田 恭 一
委 員	8番	豊 田 恵 男
委 員	9番	加 藤 勝 市
委 員	10番	黒 澤 元 国
委 員	11番	豊 田 辰 夫
委 員	13番	彦久保 利 平

4 欠席した委員（なし）

5 議事日程

日程第1	開 会 ・ 開 議
日程第2	議 事 日 程 の 報 告
日程第3	総 会 成 立 の 報 告
日程第4	議 事 録 署 名 委 員 の 指 名
日程第5	諸 報 告
日程第6	審 議 議 案 の 報 告
日程第7	議 案 審 議

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△で伏せています。〕

議案第48号上程 秩父市農業委員会「農地等の利用の最適化の
推進に関する指針」

議案第49号上程 農地法第3条の規定による許可申請について (3件)

議案第50号上程 農地法第4条の規定による許可申請について (3件)

議案第51号上程 農地法第5条の規定による許可申請について (10件)

議案第52号上程 農用地利用集積計画の決定について (1件)

議案第53号上程 農用地利用配分計画の意見について (1件)

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

6 出席した農地利用最適化推進委員 (14人)

第1区域	吉川 稔	浅見 健
第2区域	笠原 広久	小林 弘
第3区域	田口 俊夫	小久保 健司
第4区域	大島 正一	新井 一郎
第5区域	高岸 義雄	番場 誠二
第5区域	齋藤 武志	引間 勲
第6区域	長谷川 満	千島 初男

7 農業委員会事務局職員

事務局長	上林 敏一	主査	帆刈 敏晃
参与	町田 達彌	主事補	岩田 直樹
主幹	新井 幸男	主幹	新地 広幸
主幹	加藤 和彦		

8 会議の概要

日程第1 開 会 ・ 開 議

議長(糸東男 会長) ただいまから、秩父市農業委員会平成29年第10回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議 事 日 程 の 報 告

議長(糸東男 会長) まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△で伏せています。〕

日程第3 総会成立の報告

議長（条 東男 会長） 本日は、全員の委員が出席しておりますので、秩父市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（条 東男 会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（条 東男 会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。7番 新田 恭一 委員 及び 8番 豊田 恵男 委員のお二人にお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の帆刈主査及び岩田主事補を指名いたします。

日程第5 諸 報 告

議長（条 東男 会長） 次に、諸報告を行います。総会に報告すべき事項のうち、前回総会以降に処理した案件とその結果につきましては、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。事務局長に説明をいたさせます。

上林 敏一 事務局長 諸報告について説明をいたします。本日付け、農委55報告文書をご覧ください。このたびは、農地法第5条の規定による農地転用許可の取消しについて の1件を会長専決により処理いたしましたので報告いたします。本件は、平成28年第8回総会において、沿道サービス施設へ転用するにあたり、農地法第5条の規定による許可申請について審議していただき、許可相当と決定していただいた経緯があり、その後、埼玉県知事の許可が下りておりました。場所につきましては、案内図の1ページをご覧ください。報告文書にお戻りください。このたび、申請者から、譲受人においてコンビニエンスストアに係る業務を見直した結果、申請地における事業計画を中止することになったことを理由に許可を取り消していただきたいとして願いが提出されたものです。事務局といたしましては、会長にその旨を報告した上で、専決により処理いたしましたので、ここに報告いたします。なお、その後、県知事に送付いたしましたところ、願いは受理され、許可は取消しとなっております。

議長（条 東男 会長） 以上で、諸報告を終わりにいたします。

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△で伏せています。〕

日程第6 審議議案の報告

議長（糸 東男 会長） 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

上林 敏一 事務局長 議案について報告をする前に、議案書の訂正をお願いいたします。議案書の9ページをお開きください。議案第51号番号4を削除していただきますよう、お願いいたします。それでは、平成29年第10回総会において審議していただきます議案について申し上げます。議案第48号 秩父市農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針、議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について が3件、議案第50号 農地法第4条の規定による許可申請について が3件、議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請について が10件、議案第52号 農地利用集積計画の決定について が1件、議案第53号 農地利用配分計画の意見について が1件、以上でございます。

議長（糸 東男 会長） ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に配布しておりますので、ご了承願います。

日程第7 議 案 審 議

議案第48号上程 秩父市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

議長（糸 東男 会長） これより、議案の審議に入ります。議案第48号 秩父市農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針 を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

上林 敏一 事務局長 議案第48号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針 について説明をいたします。最初に、提案する理由を申し上げます。議案書の4ページをご覧ください。本案は、農業委員会等に関する法律第7条第1項におきまして、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する目標及びその方法について指針を定めるように努めなければならない、と規定されているため提案するものです。議案書の1ページにお戻りください。この指針は、秩父市における農地利用に係る将来ビジョンを描くもので、第1では、その基本的な考え方を、第2では、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進、これら3点について具体的な目標と推進方法を掲げております。

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△で伏せています。〕

なお、本案につきまして議決していただいた後には、農業委員会等に関する法律第7条第3項及び第37条の規定により、インターネットによる市のホームページ等において、これを公表することにいたします。説明は以上です。

議長（糸 東男 会長） 事務局の説明が終わりました。これより、議案に対する質疑に入ります。なお、本案は、農地利用最適化推進委員にも係るものですので、推進委員から質疑がありましたら、発言を許可いたします。ただし、ここでは、議案に対する質疑に留めていただきますよう、お願いいたします。

第5区域（番場 誠二 農地利用最適化推進委員） 第2の具体的な目標と推進方法のうち、1の遊休農地の発生防止・解消について、平成35年度末までに遊休農地をゼロにすることを目標としておりますが、これはできることなのか。

上林 敏一 事務局長 これは、あくまでも目標でして、できるか、できないかにつきましては、委員及び農地利用最適化推進委員の皆様の気持ち次第であると考えます。

議長（糸 東男 会長） 他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（糸 東男 会長） 質疑なしと認めます。続きまして、推進委員に意見を伺います。農業委員会等に関する法律第7条第2項では、農業委員会は、この指針を定めようとするときは、農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならない、と規定されております。この指針について、何か意見がある推進委員は、挙手をしてください。

（間がある）

議長（糸 東男 会長） 意見はありませんか。

（「意見なし」と言う人あり）

議長（糸 東男 会長） 意見なしと認めます。続きまして、委員に意見を伺います。この指針について、何か意見がある委員は、挙手をしてください。

2番（横田 友 会長職務代理者） この指針でよろしいものと考えます。ただし、これら目標値に向けて、この指針を推進するために、具体的な推進方法が掲げられておりますが、今後、さらに具体的な方法について検討をしていく必要があるものと考えます。

議長（糸 東男 会長） 他に意見はありませんか。

（「意見なし」と言う人あり）

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△で伏せています。〕

議長（条 東男 会長） 意見なしと認めます。これより、採決をいたします。

議案第48号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（条 東男 会長） 全員が賛成であります。よって、本案は可決されました。

議案第49号上程 農地法第3条の規定による許可申請について （3件）

議長（条 東男 会長） 次に、議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

上林 敏一 事務局長 番号1及び番号2の案件について説明をいたします。なお、これらの案件は、譲受人が同一ですので、一括して説明をいたします。最初に、譲受人は〇〇さんです。譲渡人は、番号1にあつては、△△さん、番号2にあつては、譲受人の父である△△さんです。申請地は、番号1にあつては、蒔田字赤城、2筆、計1,027平方メートル、番号2にあつては、蒔田字万古石、3筆、計1,446平方メートルでして、合わせて、5筆、2,473平方メートルです。案内図の2ページをご覧ください。申請地は、国道299号蒔田交差点から南南西に約1キロメートル先、譲受人の自宅周辺にあります。したがって、移動距離は、ほとんどありません。申請事由は新規就農です。譲受人は、現在、自宅敷地内において製造業を営んでおりますが、番号1に係る申請地を買い戻し、番号2に係る申請地を、高齢になった父親から贈与を受け、農地として活用したいとして申請したものです。農地法第3条の許可基準につきましては、一般基準と面積基準とがありますが、さらに、一般基準には、全部効率要件と地域との調和要件とがあります。全部効率要件、すなわち、譲受人が効率的に耕作を行うにあたり、農機具は所有しておりますが、耕作機械は所有していません。耕うん作業を行う際には、近所に住む友人から借りることにしております。農作業に従事する者としましては、譲受人本人とその妻及び子となっており、本人と妻とで自営業を営んでおりますので、農作業に従事する時間は十分に確保することができるとしております。また、譲受人は、父親から指導を受けながら、25年もの農作業歴があるとしております。次に、地域との調和要件としましては、面的にまとまった形で利用されている地域にある農地ではありませんし、農薬の使用については、地域の防除基準があれば、それに従い、周辺農家と協力して共同作業にも参加するとしております。最後に、面積要件ですが、このたびの申請面積は、2,473平方メートルですので、尾田蒔地域に

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△で伏せています。〕

おける農地の権利移動許可の要件となっております下限面積20アールを超えております。申請地には、農地法に違反する物件は設置されておりましたが、若干ではありますが、荒廃化が進んでおりました。ただし、譲受人は、先程申しあげました友人の協力を得て、ここを再生させ、野菜を作付けする計画を立てております。

新井 幸男 主幹 番号3の案件について説明をいたします。譲受人は〇〇さん、譲渡人は△△さんです。申請地は下吉田字夏梅、畑5筆、計1,267.5平方メートルです。案内図の3ページをご覧ください。申請地は下吉田の棕神社から東に約400メートル付近周辺に点在しており、譲受人の自宅から約1.5キロメートル先、自動車です程かかる場所に位置しています。申請事由ですが、農業経営の規模拡大を図ることを目的に、売買により権利を取得するものです。現在、譲受人は、計3,328平方メートルの農地を所有しており、吉田地区における下限面積要件20アールを上回っています。現に所有する農地について、耕作している農地がある一方、管理農地として所有している土地もありますが、今後、柿の植栽を行う予定です。農機具につきましては、トラクター1台、油圧ショベル1台を所有しています。本申請地につきましても、取得後は、主にカキを植え果樹畑として管理していくとしております。

議長（糸 東男 会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

8番（豊田 恵男 委員） 番号1及び番号2の案件について意見を申し上げます。許可をしてよろしいものと考えます。

第2区域（笠原 広久 農地利用最適化推進委員） 番号1及び番号2の案件について意見を申し上げます。私も申請地を確認してまいりました。8番委員の意見と同様に、許可をしてよろしいものと考えます。

4番（高野 忠財 委員） 番号3の案件について意見を申し上げます。私も、担当推進委員とともに、申請地及び譲受人が所有する農地を確認してまいりました。許可をしてよろしいものと考えます。

第5区域（引間 勲 農地利用最適化推進委員） 番号3の案件について意見を申し上げます。私も、4番委員の意見と同様に、許可をしてよろしいものと考えます。

議長（糸 東男 会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。併せて、議案に

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△で伏せています。〕

対する意見を伺います。

(間がある)

議長(衆 東男 会長) 質疑又は意見はありませんか。

(「質疑なし」と言う人あり)

議長(衆 東男 会長) 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第49号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手をする人あり)

議長(衆 東男 会長) 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可をすることに決しました。

議案第50号上程 農地法第4条の規定による許可申請について (3件)

議長(衆 東男 会長) 次に、議案第50号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

岩田 直樹 主事補 番号1及び番号2の案件について説明をいたします。

まず、番号1についてですが、申請者は〇〇さん、申請地は金室町、畑1筆、578平方メートルで、平成21年に相続により取得した土地です。案内図の4ページをご覧ください。申請地は、秩父市立西小学校から西に約250メートル先にあり、立地の基準につきましては、市街化の著しい地域として第3種農地と判断しました。転用目的は太陽光発電施設用地です。申請事由ですが、申請地は、現在、不耕作地になっており、そこでこのたび、申請地上に太陽光発電施設を設置し、土地の有効活用を図りたいとして申請したものです。事業計画では、太陽光パネル108枚とその他必要な機器等を設置することになっています。その際、機材等の搬入は西側の私道から行うこととなっており、私道の利用者である住民から、当該私道を使用することについて承諾を得ております。資金計画も整っており、経済産業省から発電設備について認定を得ており、東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについて承諾を得ております。また、申請地に隣接する耕作農地を所有する者から転用することに対する承諾を得ております。現地を確認したところ、不耕作地となっておりました。

次に、番号2の案件について説明をいたします。申請者は〇〇さん、申請地は太田字磯端、畑1筆、125平方メートルで、昭和29年に相続により取得した土地です。案内図の5ページをご覧ください。申請地は、秩父市立大田小

学校から北北東に約800メートル先にあり、立地の基準につきましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地として、第1種農地と判断しました。ただし、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、平成29年7月26日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。転用目的は農家住宅敷地の拡張です。申請事由ですが、申請者は、現在、住宅の南側に隣接する農地に車庫を建築していますが、建物の老朽化に伴い、建て替えを考えていました。本来であれば、転用の許可を得て、その場所に建て直すべきですが、すでに車庫が建っている土地が農地であること、また、当申請地が市道に隣接しているために便利であることから、申請地上に車庫を建築し、住宅用地として使用したいとして申請したものです。なお、現に存在する車庫につきましては、本来であれば、直ちに取り壊し、農地に戻すべきですが、雨に濡れては困る道具等が保存してあるため、本申請に伴う車庫が完成し、現に存在する車庫にある道具を移動した後に取り壊し、農地に戻すこととしており、その旨の確約書及び農地に車庫を建築したことに対する始末書を提出しております。なお、現に存在する車庫が建てられている土地の西側一部も、先ほど申しあげました農振農用地から除外する決定を受けておりますが、この部分につきましてはその車庫を取り壊し、農地に復旧したのちに、すでに庭として使用している部分を住宅用地の拡張として農地転用の申請をすることになっております。これにより、現在の宅地、本申請地 及び 申請をする予定である用地を併せた宅地面積の合計は1,004.44平方メートルとなります。資金調達計画も整っており、また、申請地に隣接する農地は申請者が所有するものです。現地を確認したところ、野菜が作付けされており、農地として適正に管理されておりました。

町田 達彌 参与 番号3の案件について説明をいたします。申請者は〇〇さんです。申請地は 下影森字大沼、畑1筆、193平方メートルで、平成6年に相続により取得した土地です。案内図の6ページをご覧ください。申請地は、秩父鉄道影森駅から南に約250メートル先の住宅に囲まれた地域にあります。立地の基準につきましては、市街化の傾向が著しい区域内にある農地として、第3種農地と判断しました。申請事由ですが、店舗の来客用駐車場として使用したいため、店舗用地の拡張として申請したものです。申請者は、平成29年第8回総会において、イタリアンレストラン店舗用地として農地法第4条による許可申請をし、許可されたところでしたが、このたびの当申請地は、その西隣にあり、

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△で伏せています。〕

申請者の自己用駐車場として平成10年ごろから使用していたことから、改めて店舗の来客用駐車場として使用したいとして、始末書を添付しております。現況を確認しましたところ、整地され駐車場として使用されておりました。

議長（糸 東男 会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

9番（加藤 勝市 委員） 番号1の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、ただいま、事務局が説明をしたとおりです。許可を相当とすることによりよい案件であると考えます。

5番（富田 和雄 委員） 番号2の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。許可を相当とすることによりよい案件であると考えます。

3番（高橋 信之 会長職務代理者） 番号3の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。追認によることにはなりますが、許可を相当とすることにより止むを得ないものと考えます。

議長（糸 東男 会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。併せて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

議長（糸 東男 会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（糸 東男 会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第50号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸 東男 会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第51号上程 農地法第5条の規定による許可申請について（10件）

議長（糸 東男 会長） 次に、議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

岩田 直樹 主事補 番号1から番号3までの案件について説明をいたします。

まず、番号1についてですが、借受人は 有限会社 〇〇、貸渡人は △△さん

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△で伏せています。〕

及び △△さんです。申請地は 永田町、畑 2 筆、計 5 7 7 平方メートルで、1 筆は、平成 2 5 年に相続により、また、別の 1 筆は、昭和 5 8 年に一部を相続により、昭和 6 0 年に残りの一部を持分放棄により、それぞれが取得した土地です。案内図の 7 ページをご覧ください。申請地は、秩父市立永田保育所から北西に約 5 0 メートル先にあり、立地の基準につきましては、市街地の区域内にある農地として、第 3 種農地と判断しました。転用目的は貸店舗用地です。申請事由ですが、現在、当申請地は不耕作地となっており、農地として使用されておらず、また、市街地に立地していることから、当申請地を借り受け、貸店舗用地として使用したいとして、賃貸借権を設定の上、申請したものです。借受人は、ここにコインランドリーを建築し、これをコインランドリーの経営や自動車リース業等を行っている 株式会社 〇〇に貸す計画となっており、両社間における賃貸借申込書の写しも添付されております。資金調達計画も整っており、また、隣接する農地を耕作する者から、転用することに対する承諾を得ております。現地を確認したところ、保全管理状態となっておりました。

次に、番号 2 の案件について説明をいたします。譲受人は 株式会社 〇〇、譲渡人は △△です。申請地は 大畑町、畑 1 筆、2 0 0 平方メートルで、昭和 2 8 年に承継により取得した土地です。案内図の 8 ページをご覧ください。申請地は、国道 2 9 9 号秩父橋交差点から東に約 2 6 0 メートル先にあり、立地の基準につきましては、市街地の区域内にある農地として、第 3 種農地と判断しました。転用目的は宅地販売用地です。申請事由ですが、申請地は譲渡人の事業所から離れた場所にあるために、有効に使用することが難しい土地です。そこで、小学校や中学校に近く、周辺の宅地化も進んでいるこの土地を譲受人が買い受けるとして申請したものです。なお、資金調達計画も整っています。また、隣接する土地は、平成 2 9 年 1 月 1 8 日に、分譲住宅用地として農地転用に係る許可がおりています。現地を確認したところ、保全管理状態となっておりました。

次に、番号 3 の案件について説明をいたします。譲受人は 株式会社 〇〇、譲渡人は △△さん 及び △△さんです。申請地は 大宮字上ノ台、畑 1 筆、9 7 5 平方メートルで、平成 7 年に、それぞれが相続により取得した土地です。案内図の 9 ページをご覧ください。申請地は、埼玉県立秩父特別支援学校から西に約 1 8 0 メートル先にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第 2 種農地と判断し

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△で伏せています。〕

ました。転用目的は太陽光発電施設用地です。申請事由ですが、申請地は、現在、不耕作地となっており、また、譲渡人2人には農業後継者もおらず、今後も農地として使用する見込みがありません。そこで、このたび、譲受人が当申請地を買い受け、申請地上に太陽光発電施設を設置し、土地の有効活用を図りたいとして申請したものです。事業計画では、太陽光パネル250枚とその他必要な機器等を設置することになっています。資金計画も整っており、経済産業省から発電設備について認定を得ており、東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについて承諾を得ております。また、申請地に隣接する耕作農地を所有する者から、転用することに対する承諾を得ております。現地を確認したところ、雑木も生え、荒廃農地となっておりました。

帆刈 敏晃 主査 番号5から番号9までの案件について説明をいたします。

最初に、番号5から番号7までの案件については関連がありますので、一括して説明をいたします。買受人は、いずれの案件も〇〇さんです。売渡人は、番号5にあっては△△さん、番号6にあっては△△さん、番号7にあっては△△さんです。申請地は 大野原字宿東、3案件を合わせて、畑3筆、計741平方メートルで、平成17年、平成26年、昭和39年に相続により、それぞれの売渡人が取得した土地です。案内図の10ページをご覧ください。申請地の3筆は、国道140号大野原交差点から東南東に約140メートル先に、一団で隣接しております。立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、買受人は、申請地に隣接する宅地に建つ店舗兼住宅に居住し、飲食店を個人経営しておりますが、以前より来客用駐車場が狭く、不便を感じておりました。このたび、3名の地主よりそれぞれ申請地を買い受けることとなり、そこを造成した後、3筆を一体利用し、合計20台分の来客用駐車場にしたいとして転用申請したものです。また、周囲にはフェンスを設置するなどして安全の確保を図ることになっております。申請地の現況は、不耕作状態でした。また、申請地に隣接する耕作農地を所有する者から、農地転用をすることに対する承諾を得ております。

次に、番号8の案件について説明をいたします。買受人は株式会社〇〇、売渡人は△△さんです。申請地は 黒谷字山ノ根、畑1筆、706平方メートルで、平成27年に相続により取得した土地です。案内図の11ページをご覧ください。申請地は、秩父鉄道和銅黒谷駅から南東に約790メートル先にあ

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△で伏せています。〕

り、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、買受人が、本社からほど近い本申請地を買い受け、ここに太陽光発電施設を設置したいとして、このたび、転用申請したものです。事業計画では、太陽光パネル216枚とその他必要な機器等を設置する予定です。申請地の現況は保全管理状態でした。なお、申請地に隣接する耕作農地を所有する者から、農地転用をすることに対する承諾を得ております。また、太陽光発電施設を設置することについて、経済産業省からの設備認定通知の受理と、東京電力株式会社への電力受給契約申し込みの受付もされております。

次に、番号9の案件について説明をいたします。譲受人は〇〇さん、譲渡人は△△さんで、譲受人の父です。申請地は黒谷字中通り、畑1筆、408平方メートルで、平成10年に相続により取得した土地です。案内図の12ページをご覧ください。申請地は、国道140号美の山入口交差点から南に約530メートル先にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、譲受人家族は、現在、市営住宅にて生活しておりますが、実家の近隣にある本申請地を父親より贈与を受け、ここに住宅を新築し居住したいとして、このたび、転用申請したものです。申請地は、現在、畑として良く管理されておりました。なお、申請地に隣接する耕作農地を所有する者から、農地転用をすることに対する承諾を得ております。

新井 幸男 主幹 番号10の案件について説明をいたします。譲受人は〇〇さん、譲渡人は△△さんです。申請地は下吉田字兎田、畑1筆、500平方メートルで、平成22年に相続で取得した土地です。案内図の14ページをご覧ください。申請地は、県道下小鹿野吉田線釜の上農園村交差点から東に約300メートル先にあります。なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、平成29年7月26日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。したがって、立地の基準につきましては、中山間地に在住する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、譲受人は、現在、両親・兄弟と同居しておりますが、自己用住宅を建築し、生活面で独立したいと考えておりました。そこで、現在の住所に近い場所で土地を探していたところ、譲渡人から土地を譲り受けることとなり、住宅を新築するため転用

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△で伏せています。〕

申請したものです。申請地に隣接する農地を所有する者から転用をすることに対する承諾を得ておりますので、周辺の営農条件に悪い影響を及ぼすことも特に無いものと思われまます。現況を確認しましたところ、昭和40年に譲渡人の弟が転用許可を得ずに建築した住居がありました。このことにつきましては、始末書を添付しております。

加藤 和彦 主幹 番号11の案件について説明をいたします。譲受人は〇〇さん、譲渡人は△△さんです。申請地は荒川上田野字栃久保、畑1筆、76平方メートルで、平成8年に相続により取得した土地です。案内図の14ページをご覧ください。申請地は、国道140号大堀交差点から南に約270メートル先にあります。立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は、進入路用地です。申請事由ですが、譲受人の自宅までの進入路は道幅が非常に狭く、車の通行に支障をきたしています。このたび、申請地に南側にあります市道から進入路を確保することができないか、譲渡人に相談したところ、自宅に隣接している山林も併せて買い受けることで話がまとまり、申請をしたものです。事業計画では、申請地を進入路とし、山林については一部を駐車場とすることになっております。申請地に隣接する農地を所有する者は譲渡人本人であり、周辺との問題も特に無いものと思われまます。現地の状況は、不耕作でしたが保全管理はなされておりました。

議長（糸 東男 会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

9番（加藤 勝市 委員） 番号1から番号3までの案件について、意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。特に、番号3の案件につきましては、荒廃化が進んでおります。いずれの案件も、許可を相当とすることでよろしい案件であると考えまます。

3番（高橋 信之 会長職務代理者） 番号5から番号7までの案件について、意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。いずれの案件も、許可を相当とすることでよろしい案件であると考えまます。

7番（新田 恭一 委員） 番号8及び番号9の案件について、意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。特に、番号8の案件につきましては、荒廃化が進んでおります。いずれの案件も、許可を相当とすることでよろしい案件であると考えまます。

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△で伏せています。〕

1 番（新井 初男 委員） 番号 10 の案件について、意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。 追認によることにはなりますが、許可を相当とすることで止むを得ないものと考えます。

2 番（横田 友 会長職務代理者） 番号 11 の案件について、意見を申し上げます。 私も申請地を確認してまいりました。 確かに、居住地までの道路は狭い状態でした。 許可を相当とすることでよろしい案件であると考えます。

議長（糸 東男 会長） ありがとうございます。 以上が、担当委員の意見でした。 これより、議案に対する質疑に入ります。 併せて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

議長（糸 東男 会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（糸 東男 会長） 質疑等なしと認めます。 以上で、質疑を終結いたします。 これより、採決をいたします。 議案第 51 号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸 東男 会長） 全員が賛成であります。 よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第 52 号上程 農用地利用集積計画の決定について （1 件）

議長（糸 東男 会長） 次に、議案第 52 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。 事務局に議案の説明をいたさせます。

新井 幸男 主幹 議案第 52 号 農用地利用集積計画の決定について 説明をいたします。 本件は、農業経営基盤強化促進法、この後は基盤強化法と申し上げますが、その第 18 条第 1 項の規定により秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、平成 29 年 10 月 6 日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。 なお、基盤強化法は、効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらが農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、育成すべき農業経営の目標を明示し、目標達成のための重要な手段である農用地利用集積計画など総合的な措置を講じることを目的としています。 それでは、計画の内容を申し上げます。 本件は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定して

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△で伏せています。〕

おります、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。貸付けに係る土地についてですが、下吉田字暮坪、畑1筆、1, 237平方メートルです。案内図の16ページをご覧ください。この畑は、県道下小鹿野吉田線釜の上農園村交差点から南東に約600メートル先にあります。利用権を設定する期間は、平成30年1月1日から10年間です。なお、本案につきまして決定をしていただいた後は、同公社が農地を貸し付けることとなりますので、借受けを希望する者を募集し、その結果により、農用地利用配分計画を決定することとなります。

議長（糸 東男 会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

13番（彦久保 利平 委員） この件について、意見を申し上げます。私も申請地を確認してまいりました。引き続き、農地として利用していただく上での決定ですので、よろしいものと考えます。

第5区域（齋藤 武志 農地利用最適化推進委員） この件について、意見を申し上げます。私も申請地を確認してまいりました。13番委員の意見と同様に、決定することでよろしい案件であると考えます。

議長（糸 東男 会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。併せて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

議長（糸 東男 会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（糸 東男 会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第52号については、市長からの申し出のとおり決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸 東男 会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申し出のとおり決定することに決しました。

議案第53号上程 農用地利用配分計画の意見について （1件）

議長（糸 東男 会長） 次に、議案第53号 農用地利用配分計画の意見についてを議題といたします。なお、この案件につきましては、秩父市農業委員会会議

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△で伏せています。〕

規則第10条に規定する、議事参与の制限に該当いたしますので、6番 石橋 総一郎 委員におかれましては、議場から退出願います。

(6番 石橋 総一郎 委員が議場から退室する)

議長(糸 東男 会長) 事務局に議案の説明をいたさせます。

上林 敏一 事務局長 議案第53号 農用地利用配分計画の意見について 説明をいたします。本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第1項の規定により秩父市が農用地利用配分計画を定めるにあたり、平成29年10月6日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見が求められているものです。計画の内容を申し上げます。このたびの配分計画に掲げられております農地は、平成29年第9回総会、議案第47号におきまして農用地利用集積計画を決定していただいたもの。案内図の16ページをご覧ください。太田地区における計画地、1筆、2, 729平方メートルにつきましては、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、借受けを希望する者を募集した結果、申し出がありました認定農業者である 〇〇さんへ配分する計画です。この計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っております、適切であると判断しております。なお、この配分が決定した後は、借受人は、パイプハウスを建設し、キュウリを栽培する予定であります。

議長(糸 東男 会長) 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

5番(富田 和雄 委員) この件について、特に意見はありません。

第4区域(新井 一郎 農地利用最適化推進委員) 5番委員と同様に、この件について、特に意見はありません。

議長(糸 東男 会長) ありがとうございました。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。併せて、議案に対する意見を伺います。

(間がある)

議長(糸 東男 会長) 質疑又は意見はありませんか。

(「質疑なし」と言う人あり)

議長(糸 東男 会長) 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第53号について、農用地利用配分計画に対する意見

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△で伏せています。〕

はない旨を市長に答申することに、異議はありませんか。

(「異議なし」という人あり)

議長(糸 東男 会長) 異議なしと認めます。 よって、そのように決しました。

それでは、6番 石橋 総一郎 委員は議場に入るようにしてください。

(6番 石橋 総一郎 委員が議場に入室する)

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

議長(糸 東男 会長) 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。 これをもちまして、秩父市農業委員会平成29年第10回定例総会を閉会いたします。